

集会アピール

2013年6月5日

憲法をいかし、平和と人権をまもる一票を

国際婦人年連絡会（全国組織 36 団体）は、1975 年の国際婦人年以來、「平等・開発・平和」の目標のもとに行動目標を策定し、その実現に向けて活動を続けてきました。その活動指針は、日本国憲法の平和・人権条項に依るもので、ジェンダー平等参画社会形成の実現を求めて活動しています。

昨年末の第 46 回衆議院議員選挙の結果、憲法改正を来る参議院選挙の重要争点にするという政府・政党の動きが顕著になっています。加えて政治家の「慰安婦制度は必要」「沖縄の米軍に風俗営業の活用を」といった、人権を蹂躪する発言など看過できない事態が次々と起きています。

安倍総理が率いる自民党をはじめとするいくつかの党は改憲への入り口として憲法 96 条を取り上げ、衆参それぞれの総議員の 3 分の 2 以上とされている憲法改正の発議要件を過半数に引き下げると公言しています。

憲法が一般の法律より厳格な手続きを踏まなければ変えられないのは、権力を握るものがそれを乱用しないように縛りをつける最高法規だからです。96 条の「改正」は、この立憲主義を覆し、憲法が権力の歯止めとなくなることの意味します。

憲法 96 条は単なる手続き規定ではなく、憲法の中身、その本質、すなわち戦争の放棄、国民の権利および義務と深く関わるものです。憲法 96 条「改正」の先にこれらを変えようとする意図があることを見逃すことはできません。それ故に、憲法「改正」手続きをたやすくする憲法 96 条「改正」に私たちは強く反対いたします。

私たちは、来る参議院議員選挙において、憲法 96 条「改正」にストップをかけ、憲法をいかし、平和と人権を守るために一票を投じることを多くの人々に訴えます。

2013年6月5日

国際婦人年連絡会 6.5 集会 参加者一同